

平成26年

遺骨返還請求事件

原告 特定非営利活動法人空援隊

被告 厚生労働省

上 申 書

平成26年6月4日

東京地方裁判所民事 御中

原告 特定非営利活動法人空援隊

理事長 千葉英也

頭書事件、訴状において、被告を国ではなく、厚生労働省（担当審議官）とした理由を上申いたします。

本件は、発生した経緯や内容が複雑であり、直接の担当者、部局以外を被告とした場合、事実の確認や状況把握等の対応にかなりの時間を要することが容易に予測され、被告内での事実の歪曲・証拠隠しによる訴訟進行の妨げや、訴訟進行そのものの長期化が懸念されます。訴訟の長期化は、そのまま原告への返還遅延に結びつき、原告負担の増大、不利益となります。

また御遺骨の返還を被告が拒否したのは、担当部局室長の交代を期にしており、担当審議官の指示によるものであることが明らかです。加えて、その直前には、担当部局の入札公募のひとつに要件不備（特定の団体のみが有する資格要件を課していた）があることを原告らが指摘し、入札公募自体が中止になった事実等の経緯があります。本件の御遺骨返還の不履行は、当該担当審議官の裁量及び資質

(個人勘定)に起因するものであり、公務員としての職遂行上大きな問題があると推量されます。

また、先に進行中の本件当事者間の別訴(平成26 立替金返金請求事件)において、本件と同じく当初被告を厚生労働省・担当審議官としていたものであるが裁判所の指導により後に被告を国として訂正をしたところ、答弁書の被告欄には、本来の実質的当事者である担当審議官及び当該室長ではなく直接の担当者を巧みに外した直接関係のない他者名(室長補佐以下5人署名)が記載されており、被告内部での当事者隠しが組織的に行われている事実があります。

以上のことにより、原告は、訴訟相手として明記されるべきは厚生労働省(担当審議官)であると考え、被告として提訴致しました。

宜しくお取り計らいいただけますよう、お願い申し上げます。

以上